



# 長野県報

9月14日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2908号

## 目 次

### 告 示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課）	2
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	2

### 公 告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定（4件）（建築住宅課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（人材育成課）	8



## 長野県告示第441号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曽建設事務所及び木祖村役場に備え置きます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
見山	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域。	木祖村	藪原		289番5 289番1 308番1 311番1 320番1 322番1 261番1 246番口 260番2 273番1	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号

砂防課

## 長野県告示第442号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県松本建設事務所及び塩尻市役所に備え置きます。

平成29年9月14日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
折戸	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域。	塩尻市	贊川	折戸	1223番1 道 石嵐 石嵐 石嵐 石嵐 石嵐 石嵐 折戸 折戸 折戸	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号

砂防課

## 選告示第38号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選舉権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成29年9月14日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

〔	35,316	〕	35,258
	320,719		320,363
	105,976		105,938
	66,118		65,993
	46,859		46,776
	20,041		19,981
	28,270		28,176
	13,784		13,767
	19,419		19,396
	11,934		11,902
	18,836		18,797
	9,094		9,083
	18,762		18,680
	8,076		8,047
別表中	6,819	を	6,776
	21,778		21,797
	18,620		18,646
	39,555		39,555
	21,420		21,374
	8,436		8,431
	27,282		27,279
	7,184		7,146
	22,933		22,891
	17,047		16,988
	8,190		8,139
	6,496		6,479
	9,003		8,964
	6,659	〕	6,643

選挙管理委員会